

## さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて健全に成長できる環境づくりを推進するため、子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）に取り組む者に対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食） 子どもの居場所づくり及び子ども、子育て世代、高齢者等の世代間又は地域内の交流の場や機会として実施する会食事業をいう。

### （対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援又は青少年の健全な育成を目的とする活動に取り組んでいる者で、市内に住所を有する者（団体にあつては市内に主たる事務所を有する者）
  - (2) 前号に掲げる者を支援する者で、市内に住所を有する者（団体にあつては市内に主たる事務所を有する者）
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適切と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としなない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊

営業並びにこれらに類する業を営む者

(2) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体及び暴力団員個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業を行う者として不適格であると市長が認める者

（対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、参加者が集うことのできる場所及び食事（飲み物についてはアルコール類を除く。）を提供すること。
- (2) 食事の提供に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関連法令を遵守し、事業の実施前（既の実施している場合は申請前）に保健所に衛生管理について相談すること。
- (3) 参加者や子どもの保護者等に対する子どもの食物アレルギーや健康状況の確認、食物アレルギー物質を含む食品の表示等のアレルギー対策のほか、施設使用上の配慮等、安全の確保に努めること。
- (4) 事業実施中の事故や食中毒等に対応できる保険に加入すること。
- (5) 事業の実施場所は、市内とし、原則として同一の場所で実施すること。
- (6) 事業の実施日は、第9条の規定による交付決定のあった月及びやむを得ない事情により開催できない月を除き、月に1日以上とすること。ただし、月に3日以上実施した場合において、補助金の対象となるのは、事前に報告のあった2日とする。
- (7) 事業の参加者に対し、市が実施する子ども・青少年の育成に関する事業の情報提供を行うとともに、参加者相互の交流の促進を図り、参加者の増加に努めること。

（禁止事項）

第5条 補助事業者は、事業の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとする行為
- (2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為
- (3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝、勧誘等の営業行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金を支出する市の公正性、公平性、中立性等を損なう行為又はそのおそれのある行為  
(秘密保持)

第6条 補助事業者は、事業を実施する上で知り得た参加者の個人情報に他を漏らしてはならない。

(補助対象経費及び交付額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費及び交付額は、次の表のとおりとする。

対象経費	交付額
事業の実施に要する経費のうち、参加した子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費	1人につき400円。ただし、補助金の交付決定に係る会計年度における食事に係る材料費の合計(A)が、参加した子ども及びボランティアの人数に400円を乗じた金額(B)と一般参加者等から徴収した参加料(C)の合計金額に満たないときは、AからCを差し引いた金額を限度とする。
事業の実施に必要なとなる運営費(別表1参照)	運営費の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨て)。ただし、補助金の交付決定に係る会計年度で合計10万円を限度とする。また、CからAを差し引いた金額が0円を超えるときは、その金額を運営費の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨て。10万円を限度。)から差し引いた金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助事業者の経常的な活動に要する経費
- (2) 国、他の地方公共団体及び市、その他の団体等から他の補助金を受けている経費
- (3) 支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、又は支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分
- (4) その他市長が不相当と認める経費  
(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）計画書（様式第2号）
- (2) さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）収入支出予算書（様式第3号）
- (3) 事業の実施に必要となる運営費のうち、単価1万円（税込）以上の支出を見込むものについての積算や見積り又は資料
- (4) 団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 申請者の活動状況が分かる資料
- (7) 預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付を受け、前年度から事業を継続している申請者は、次条の規定による交付決定の前に実施した、又は実施する事業に係る経費を含めて補助金の交付申請をすることができる。ただし、このことは補助金の交付決定を保障するものではない。

3 同一団体かつ同一事業に対する補助金の交付申請は、各年度につき1回限りとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助の適否及び補助金の額を決定し、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項の規定により交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

(事業の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の申請内容に変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を速やかに提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更・中止・廃止の申請があったときは、内容を審査し、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者はその結果を通知する。

(開催結果及び実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を実施したときは、四半期ごとにさいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）開催結果報告票（様式第7号）を市長に提出しなければならない。提出期限は各四半期の最終実施日の翌日から起算して14日以内とする。

2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の最終開庁日までに、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、3月の最終開庁日に補助事業を実施するなどやむを得ない理由がある場合は、市と補助事業者にて協議の上、別途提出期限を定めるものとする。

- (1) 第1項の規定にかかわらず、最終開庁日が当該年度の最後に実施した補助事業の日の翌日から起算して14日以内の場合は、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）開催結果報告票（様式第7号）
- (2) さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）収入支出決算書（様式第9号）
- (3) 領収書の写し（第7条第2項第3号ただし書きに規定する現金換算できるポイントが分かる資料を含む。）並びに納品日及び支出の内訳が分かるものの写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付時期等）

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金交付決定額の全部又は一部を交付することができる。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付請求書（様式第11号）を、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金概算払交付請求書（様式第12

号)に、収入及び支出の時期や金額の見込みが分かる資料を添付して市長に提出しなければならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業が交付の決定内容及び付した条件に適合しているか調査するため、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 市長は、補助事業が交付の決定内容及び付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、適合させるための措置を講じるよう指示することができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 第9条第2項の規定により付された条件を遵守しなかったとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) 第11条第2項の規定により事業の変更・中止・廃止の承認を受けたとき。

(4) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。

(5) 法令又は本要綱に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



別表1（第7条関係）

備品・消耗品費	調理家電、調理器具、食器、キッチン雑貨、衛生用品、事務用品 等
印刷製本費	事業案内チラシ作成費 等
光熱水費	電気使用料、ガス使用料、水道・下水道使用料 等 ※1
通信運搬費	電話料金、郵送料 等 ※1
保険料	賠償責任保険料 等 ※1
使用料	会場使用料 等 ※2
負担金	食品衛生責任者講習受講料 等 ※3
その他	疑義が生じた場合には、契約・購入・支出前に、市に事前相談すること。
補助対象外の一例	パソコン・タブレット及び附属機器（プリンタ等） 机（テーブル）、椅子、食器棚等 過度に高価又は貴重とされる物（ブランド品等） 嗜好品（酒、たばこ等） 飲み薬等 換金性の高い物（プリペイドカード等） 人件費、報酬、謝礼

いずれの項目についても、本事業の実施に必要となるものに限る。また、単価1万円（税込）以上の支出を見込むものは、補助金交付申請時に見積書等を添付すること。

※1 本事業の実施に係る分と明示できる場合に限る。

※2 賃貸借物件等における家賃等の日割りは不可とする。また、団体や団体関係者が所有する物件等における会場使用料の支出は不可とする。

※3 様式第1号の添付書類である構成員名簿に記載のある者、及び実施の際に大方従事する者に限る。